

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一</p> <p>課税物件表、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>非課税文書</p> <p><u>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</u></p> <p>(漁船損害等補償に関する書類の意義)</p> <p>12 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号) <u>第10条</u>《印紙税の非課税》に規定する「漁船損害等補償に関する書類」とは、漁船保険組合が行う漁船保険事業、<u>漁船船主責任保険事業又は漁船積荷保険事業</u>及び政府の行う再保険事業に関する文書をいう。</p>	<p>別表第一</p> <p>課税物件表、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>非課税文書</p> <p><u>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</u></p> <p>(漁船損害等補償に関する書類の意義)</p> <p>12 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号) <u>第12条</u>《印紙税の非課税》に規定する「漁船損害等補償に関する書類」とは、漁船保険組合が行う漁船保険事業及び政府の行う再保険事業に関する文書をいう。</p>